

# 市税に関するお知らせ

## 納期内納付にご協力ください

市税は、市民の皆さまの健康で快適な暮らしを支える行政サービスに欠かせない貴重な財源です。納め忘れを防ぐためには、口座振替がたいへん便利です。申し込みを希望される方は、金融機関での手続きをお願いします。

納付書で納付される方はコンビニエンスストアおよび※M M K端末を設置しているスーパーマーケットやドラッグストアでも納付できます。

市では、滞納が見逃されることで、納税した方との間に不公平が生じないよう取り組んでいます。皆さまの納期内納付へのご理解とご協力をお願いします。

なお、災害や病気、失業などの特別な事情があり、期限までに納付が困難な場合は、その事情に応じて税金を減らしたり、納める時期を遅らせたり、分割して納めたりできる制度がありますので、お

早めに税務課までご相談ください。※M M K端末・商店や店頭などに置かれるマルチメディア対応の情報端末です。

## 固定資産税の課税内容をご確認ください

固定資産税は、その年の1月1日時点で市内に土地、家屋、償却資産を所有している方が納める税金です。

納税通知書には、税額、納期限、納付の方法などが記載されています。また、同封の課税明細書に、課税対象となっている土地・家屋の所在地や地目、評価額などが記載されています。

特に次の3点について内容をご確認いただき、不明な点については税務課課税班までお問い合わせください。

### ▼土地の利用状況

固定資産税は、登記簿上の地目ではなく、使われ方からみた地目

## 市・県民税の申告はお済みですか？

申告結果は、国保税や介護保険料などの算定や、高額療養費など各種給付の判定の基礎となります。また、税証明書の発行や各種手続きにも影響がありますので、申告は忘れずに済ませましょう。

平成31年1月～令和元年12月中旬に収入が無かった方も、収入が無かったことを申告する必要があります。

なお、所得税の確定申告は、最寄りの税務署でお願いします。

## 所得証明書などの発行

令和2年度（令和元年分）の所得証明書などの発行は、6月上旬から予定しています。

## 市・県民税の年金からの特別徴収

令和2年4月1日現在、65歳以上で一定の要件に該当する方は、今年の10月支給分の年金から特別徴収が開始されます。

6月にお届けする納税通知書でご確認ください。

（以下「現況地目」）での課税が原則となります。記載されている現況地目が実際と異なる場合はお知らせください。

### ▼家屋の棟数（増築・減失）

所有する家屋の棟数や内容が、課税明細書に正しく記載されているかご確認ください。家屋の増築があった場合は、同一の家屋でも建築年ごとに課税明細書に記載されます。取り壊しなどにより存在しない家屋が課税明細書に記載されている場合はお知らせください。

### ▼所有者・納税義務者

固定資産税の納税義務者は固定資産の所有者ですが、所有者が死亡している場合は相続人などが納税義務者となります。相続人などが相続などにより所有者や納税義務者が増える場合はお知らせください。

## 固定資産税の減免

次の要件のいずれかに該当する場合は、固定資産税減免の対象となります。詳細は、税務課課税班までお問い合わせください。

①生活保護受給者が所有する固定資産、または世帯の合計収入や資産の状況が生活保護基準以下であって、その世帯の方

## 軽自動車税（種別割）の減免申請は5月25日（月）まで

減免は毎年申請が必要です。昨年度、減免に該当した方も今年度の申請手続きをお願いします。

### ▼対象となる車両

①その年の4月1日現在において、身体に障がいのある方または知的障がい、精神障がいのある方が所有している車両。

②18歳未満で身体に障がいのある方、または知的障がい、精神障がいのある方を常時介護する方が所有する車両。

※実際に運転する方が家族であっても減免を受けることができます。※障がいの区分により、減免を受けられない場合があります。

※減免を受けることができる車両は、普通自動車も含み1人につき1台です。

③軽自動車の構造が、介護などの用に供されると認められる車両。

### ▼必要なもの

・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳のうち1点  
・納税通知書、運転免許証、認め印、車検証、マイナンバーカードもしくは通知カードなど

が所有する自己の居住用固定資産。

②災害や火災などにより著しく価値を減じた固定資産。

③公益のために直接占用する固定資産。

## 令和2年度納税通知書発送時期と納期

| 納税通知書の種別              | 5月   | 6月    | 7月    | 8月    | 9月    | 10月   | 11月    | 12月    | 1月   | 2月   |
|-----------------------|------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|------|------|
| 市・県民税<br>(6月上旬発送予定)   |      | 1期    |       | 2期    |       | 3期    |        |        | 4期   |      |
| 固定資産税<br>(5月上旬発送予定)   | 1期   |       | 2期    |       |       |       |        | 3期     |      | 4期   |
| 軽自動車税<br>(5月上旬発送予定)   | 全期   |       |       |       |       |       |        |        |      |      |
| 国民健康保険税<br>(7月中旬発送予定) |      |       | 1期    | 2期    | 3期    | 4期    | 5期     | 6期     | 7期   | 8期   |
| 納期限<br>(口座振替日)        | 6月1日 | 6月30日 | 7月31日 | 8月31日 | 9月30日 | 11月2日 | 11月30日 | 12月25日 | 2月1日 | 3月1日 |

## 農耕作業用車・小型特殊自動車のナンバープレート取得

農耕作業用車・小型特殊自動車を所有している方は、公道走行の有無にかかわらず、市へ登録しナンバープレートを取得する必要があります。

ナンバープレート取得の手続きは税務課窓口や各支所で行うことができます。

農耕作業用車：トラクター・コンバインなど  
小型特殊自動車：ホイールローダー・フォークリフト・乗用モーターなど

図 課税に関すること

納税に関すること

税務課 課税班 ☎ 30-0213 税務課 収納管理室 ☎ 30-0215

## \* 申告内容が反映される各種制度など

| 制度など      | 申告をしていない場合                                                                        |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 国民健康保険    | ①国保税の軽減制度が適用されない<br>②高額療養費などの保険給付が正しく適用されない<br>③入院時食事代の一部減額が該当しない                 |
| 国民年金      | 免除および納付猶予申請、学生納付特例の申請ができない                                                        |
| 介護保険      | ①介護サービス利用者負担額の免除が受けられない場合がある<br>②高額介護サービス費支給額の限度額が変わる<br>③介護用品購入などの補助が受けられない場合がある |
| 後期高齢者医療保険 | 保険料の軽減制度が適用されない                                                                   |
| その他窓口サービス | 所得証明・課税証明等が発行できない                                                                 |

## スマートフォンでも納付できます

同封した納付書は PayPay や LINE Pay の請求書払いでの決済が可能です。

スマートフォンで納付書に印刷されたバーコードを読み取ることで、**24 時間いつでも納付できます。**

※納期限を過ぎた納付書や期別あたり 30 万円を超える納付書は取り扱いできません。

※いずれの納付方法も残高払いのみ対応しています。クレジットカード払いは利用できません。

※ご利用には、PayPay や LINE アプリのダウンロードおよびアカウント登録が必要です。